

住民監査請求に係る監査結果の公表

(令和6年6月26日受付、令和6年8月22日決定)

## 第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

## 第2 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和6年6月26日

### 3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

### 4 要件審査

監査委員は、令和6年7月10日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項の決定

令和5年7月4日から令和5年7月6日までの間及び令和5年10月30日から令和5年11月1日までの間に行われた「こども青少年・教育委員会行政視察」において概算払された議員の宿泊料（以下「本件宿泊料」といいます。）について、精算時に「支給額の減額処理」を行わなかったことは、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

### 2 監査対象局

議会局を監査対象局としました。

### 3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 6 年 7 月 31 日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和 6 年 8 月 5 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和 6 年 8 月 1 日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、令和 6 年 8 月 5 日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

## 第 4 監査の結果

### 1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙 3 から別紙 4 までのとおりです。

### 2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

#### (1) こども青少年・教育委員会行政視察について

こども青少年・教育委員会では、こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項について調査・研究する等のため、横浜市会会議規則（昭和 43 年 5 月横浜市会規則第 1 号）第 71 条の規定による議長の承認を得て、令和 5 年 7 月 4 日から同月 6 日まで兵庫県及び大阪府（以下「第 1 回行政視察」といいます。）へ、同年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで福井県及び石川県（以下「第 2 回行政視察」といいます。）への行政視察を実施しました。第 1 回行政視察及び第 2 回行政視察には、それぞれ議員 11 人が参加しています。

#### (2) 議員の出張旅費（宿泊料を含む）について

議員の出張に係る旅費については、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 30 号）第 5 条第 2 項の規定により、横浜市旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 73 号）（以下「旅費条例」といいます。）中、特号の者に支給する額により、旅費条例を準用して支給することとなっています。

旅費条例第 4 条では「内国旅行の旅費の種類は、（中略）日当、宿泊料、食卓料、移

転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。」とされ、同条例第13条で「日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。」とされています。また、別表では、特号の区分に該当する者に対しては、宿泊料として1夜につき16,500円を支給することが定められています。

旅費条例における旅費の具体的な支給基準については、「旅費取扱いの手引き」（以下「手引き」という。）として総務局労務課により定められており、手引きの「内国旅費 6 宿泊料」の「(2) 支給額の調整」の項において、「現在はインターネットの普及等により、宿泊代金を確認することが容易であることから、金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行います。」とされています。一方、監査対象局によると、議員においては、平成26年6月に総務局労務課に取扱いを確認し、「議員に旅費を支給するにあたり、市外出張に伴う宿泊料については、横浜市旅費条例で定める定額を支給します。」としているのとのことでした。

また、監査対象局によると、行政視察の旅費については、議員の宿泊料等を議会局の書記がとりまとめて支払う必要があるため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。令和6年4月1日改正前の規定）第130条第1号により概算払されています。概算払を受けた場合の旅費の精算については、同規則第131条により、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができることとされていて、行政視察においては視察終了後に議長宛てに報告書を提出することとされています。

横浜市会会議規則（抜粋） （審査または調査のため委員の派遣） 第71条 委員会は、審査または調査のため、委員を派遣しようとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。
横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋） （費用弁償） 第5条 議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。 （第3項及び第4項省略）
横浜市旅費条例（抜粋） 第1条 本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。 （第2条及び第3条省略）



第4条 内国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(第5条から第12条まで省略)

第13条 日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。

(以下省略)

別表

区分		車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
特号	市長、副市長及び教育委員会の教育長	円 37	円 3,300	円 16,500	円 3,300
1号	技監並びに8級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	3,000	14,800	3,000
2号	7級及び6級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,900	13,900	2,900
3号	5級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	2,600	13,100	2,600
4号	4級及び3級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,200	11,300	2,200
5号	2級及び1級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	1,700	11,000	1,700

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（抜粋）

(概算払)

第130条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1) 旅費

(第2号から第12号まで省略)

(概算払の精算)

第131条 概算払を受けた者は、概算払金精算書(第50号様式)を作成し、領収書等を添え、次に掲げるところにより局長に提出しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(費用弁償を除く。)については、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができる。

(1) 毎月必要とする経費については、翌月末日までに提出すること。

(2) 前号以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に提出すること。

(第2項から第4項まで省略)

(3) 本件宿泊料について

ア 第1回行政視察に係る公金の支出について

第1回行政視察の実施については、令和5年6月7日に議長により決裁されています。

市外出張旅費請求書（兼領収書）を添えた令和5年6月14日付の請求書により、代理人議会局総務課長から第1回行政視察に係る出張旅費として、宿泊料363,000円（16,500円×2日×11人）を含む892,210円が請求され、同日に起案された支出命令書が同月16日に議会局議事課長により決裁され、同月26日に代理人議会局総務課長に概算払されました。

また、令和5年7月19日付の概算払金精算書に基づき、第1回行政視察に係る議員旅費の概算払金受領額と同額で精算され、概算払金精算書に添付された支出内訳書によれば、差引額は0円でした。

#### イ 第2回行政視察に係る公金の支出について

第2回行政視察の実施については、令和5年7月28日に議長により決裁されています。

市外出張旅費請求書（兼領収書）を添えた令和5年9月4日付の請求書により、代理人議会局総務課長から第2回行政視察に係る出張旅費として、宿泊料363,000円（16,500円×2日×11人）を含む936,760円が請求され、同日に起案された支出命令書が同月11日に議会局議事課長により決裁され、同月29日に代理人議会局総務課長に概算払されました。

また、令和5年11月7日付の概算払金精算書に基づき、第2回行政視察に係る議員旅費の概算払金受領額と同額で精算され、概算払金精算書に添付された支出内訳書によれば、差引額は0円でした。

#### (4) 本件宿泊料の支給について

監査対象局によると、議員が旅費を請求するにあたっては、議員からの委任に基づき、議会局総務課長が旅費請求の代理人となり、代理人である議会局総務課長が市外出張旅費請求書により旅費を請求するとのことです。

また、概算払により代理人の口座に振り込まれた旅費は、代理人が事業所管課の議事課随員に渡し、議事課随員が支払等に使用したとのことです。

宿泊料は2(2)で確認した通り、定額支給するものとされていますが、監査対象局によると、実際の支払いに当たり、不足する場合は議員の私費で不足分を支払い、残額が生じた場合は議員に渡しているとのことです。本件宿泊料の支払いについては、監査対象局から議事課随員への聞き取りによれば、いずれも宿泊料として概算払された議

員一人当たり1夜につき16,500円より安かったと記憶しているとのことでした。なお、監査対象局によると、領収書は発行されたものの、旅費の精算において使用する必要がないので廃棄した、職員が作成する出納を記録したメモはあるが、現金管理が終了した後処分したとのことでした。

(5) 議員等の市外出張に伴う宿泊料の取扱いについて

総務局労務課によると、平成26年に議会局と調整を行った記録は残っておらず、現時点では取扱いについて承知していたか正確な答えをすることは困難とのことでした。また、議員等の市外出張に伴う宿泊料について、手引きに定められている精算時の「支給額の減額処理」の取扱いについては任命権者の判断になるとのことでした。

これに関連して、旅費条例第24条に、任命権者が旅費の定額を減じることについて定められていることが認められます。

なお、監査対象局によると、旅費条例を準用するに当たり、議員は公選職という位置付けから法的な任命権者が明らかになっていないものの、平成26年当時の整理として、地方財務実務提要を参考に、「議会の事務の統理者であり、かつ、代表者である」議長に確認しながら調整したものと考えているとのことでした。

これに関連して、地方財務実務提要において、議長と議員との関係は、事務処理上の命令権者と受命者との関係にはないものの、議員の公務上の出張に係る出張命令等に相当するものについて「当該費用弁償の支出手続上等の面からいっても、(中略)、結局、議会の事務の統理者であり、かつ、代表者である議長が行わざるをえない」と考えられるとの記載が認められます。

横浜市旅費条例(抜粋)  
第24条 任命権者は、時宜により旅費の定額を減じ又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことがある。  
任命権者は、特別の事情により職員その他の者がこの条例の規定による旅費により旅行することが困難である場合には、市長の承認を得て、旅費を増額することができる。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 本件宿泊料の支出について

こども青少年・教育委員会行政視察の実施については、決裁権者である議長により決

裁されていることが認められます。また、本件宿泊料については、議員 11 人に係る市外出張旅費請求書（兼領収書）に記載された出張年月日、出張先及び出張用件が、常任委員会行政視察申出書並びに出張命令書及びこども青少年・教育委員会行政視察概要に記載されている出張期間、出張先及び出張用件と一致しており、本件宿泊料を含む旅費の支給に係る支出命令については、専決権者である議会局議事課長により決裁されていることが認められます。

そのため、本件宿泊料の支出については、関係規定に基づき適切に支給されているものと認められるため、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められません。

## (2) 本件宿泊料の精算時の「支給額の減額処理」について

本件宿泊料を含む旅費の支出は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 130 条に基づき概算払されているため、同規則第 131 条に基づく精算を行うことが必要です。

本件宿泊料を含む旅費の支給に係る精算については、専決権者である議会局議事課長により決裁されていることが認められます。

本件請求において請求人は、旅費の支給については手引きに基づき「宿泊代金の金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行い」「特別職公務員であっても、その対象となっている」にも関わらず、「議会局が事務をした議員の支出内訳書」には「疎明資料もなく、精算を受けたことになる。これは、会計規則第 131 条第 1 項に違反する」と主張しています。

監査対象局は、議員に支給される宿泊料は、「旅費条例に基づき算定される定額を支給することとしているため、そもそも宿泊料に精算残金は生じません」とする取扱いを述べています。

総務局労務課が定める手引きには「内国旅費 6 宿泊料」の「(2) 支給額の調整」の項において、金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行うことについて定められていますが、監査対象局は、条例の通りに定額支給として取り扱い、支給額の減額調整を行っていないことが認められます。

総務局労務課によると、手引きの準用については、任命権者の判断となることとす。また、旅費条例第 24 条の規定のとおり、旅費の定額を減じることは任命権者が行うものとされています。

議員の任命権者の扱い及び議員の出張命令に関する法令上の規定は明らかではないも

の、当該出張に係る費用弁償の支出手続は「議会の事務の統理者であり、かつ、代表者である」議長が行うものとされています。監査対象局においても、旅費条例を準用するに当たり、任命権者に相当する議長に確認しながら、平成 26 年に総務局労務課に確認を行ったうえで、支給額の減額調整を行わない取扱いとすることを判断したものと考えられます。

そのため、請求人の主張する、本件宿泊料の支給について、手引きに定められている支給額の減額処理を行っていないという監査対象局の支出及び精算の処理については、手引きの取扱いとは異なっていますが、不当なものとは認められません。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 131 条にある「領収書等を添え」精算するとされている点についても、旅費のうち宿泊料に係る部分は定額支給としているので、精算時に実際に使用した金額の確認が不要ということ踏まえ、規則の趣旨に反する不当なものとは認められません。

そのため、本件宿泊料の精算については、精算時に「支給額の減額処理」を行わないことも含め、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められません。

#### 4 結論

以上のことから、本件宿泊料について、精算時に「支給額の減額処理」を行わなかったことは、違法又は不当な財務会計上の行為とは言えません。

したがって、請求人の主張には理由がないと判断しました。

#### 5 判断の根拠とした書類

##### (1) 議会局提出分

ア 見解書

イ 令和 6 年 7 月 19 日監監第 377 号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

ウ 令和 6 年 8 月 8 日監監第 433 号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

##### (2) 総務局労務課への調査分

令和 6 年 8 月 8 日監監第 441 号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出に

ついて（依頼）」に対する回答及び提出資料

## 第5 監査委員の辞退

清水富雄監査委員から、第1回行政視察及び第2回行政視察の当事者であったことから、本件請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、清水富雄監査委員は本件請求の監査に加わっておりません。



# 住民監査請求(横浜市職員措置請求書)

令和6年6月24日

横浜市監査委員御中



請求人

住所  
氏名  
連絡先



## 職員に関する措置請求の要旨

### 1 事件名

公費負担による行政視察における概算払い(前渡金)旅費の着服、横領事案

### 2 監査請求の趣旨

- (1) 議員がなす行政視察への旅費のうち宿泊料金に相当する金額を概算払されたが、履行後に発生した残金を着服、横領した行為を、職員がそれを知りながら精算事務を行い、市に財務会計上の損害を与えた。
- (2) 監査委員にあつては地方自治法第242条第5項の規定に基づき、「市長に残金を監査対象者らから返還請求せよ。」と勧告することを求めると共に刑法第253条の業務上横領罪に抵触すると思料できることから、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき検察当局への告発、告訴を行うよう附言することを求める。

### 3 当事者の表示

#### (1) 令和5年度こども青少年・教育委員会構成員

ア 横浜市議会議員(横浜市報 号外第9 令和5年4月12日 抜粋)

氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]  
 氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]  
 氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]  
 氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]  
 氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]  
 (通名 [Redacted])  
 氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]  
 氏名： [Redacted] 住所： [Redacted]





## 事実証明書

### 第1 監査請求の原因

#### 1 前提事実

##### (1) 行政視察のこと

横浜市常任委員会のこども青少年・教育委員会による行政視察は、横浜市会議規則（昭和43年5月24日市会規則第1号）第71条の規定に基づき議長の承認を得て、令和5年度は2回施行した。

##### (2) 令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察（1回目）のこと

以下「本件視察1」という。

ア 令和5年7月4日から6日まで2泊3日の日程で議員11人、随員4人が関西地方に視察を施行した。

イ 神戸市及び大阪市の宿泊施設を利用した。

#### 引用－1

こども青少年・教育委員会行政視察の概要について（7/4～6）

供覧・決裁完了年月日：令和5年10月19日 議議第767号

4 視察計画概要			
月日	視察時間	項 目	利用交通機関
7/4 (火)	14:00	① 出発地 横浜市 ② 訪問地 兵庫県神戸市 ③ 視察事項 ・総合的エンタテインメント事業について ④ 宿泊地 兵庫県神戸市	桜木町～三宮 鉄道・新幹線利用
7/5 (水)	10:00  14:30	① 出発地 兵庫県神戸市 ② 訪問地 兵庫県伊丹市 ③ 視察事項 ・伊丹市立図書館「ことば蔵」について (視察先:伊丹市立図書館「ことば蔵」) ④ 訪問地 大阪府堺市 ⑤ 視察事項 ・子どもアドボカシーについて (視察先:子どもアドボカシーセンターOSAKA) ⑥ 宿泊地 大阪府大阪市	神戸市内～伊丹市内 借上バス利用 伊丹市内～堺市内 借上バス利用 堺市内～大阪市内 借上バス利用
7/6 (木)	10:20	① 出発地 大阪府大阪市 ② 訪問地 大阪府枚方市 ③ 視察事項 ・ICT施策について (視察先:枚方市立小倉小学校) ④ 種 別	大阪市内～枚方市内 借上バス利用 枚方市内～京都市内 借上バス利用 京都～桜木町 鉄道・新幹線利用

(3) 令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察（2回目）のこと

以下「本件視察2」という。

ア 令和5年10月30日から11月1日まで2泊3日の日程で議員11人、随員4人が北陸地方に視察を施行した。

イ 福井市及び金沢市で宿泊施設を利用した。

引用－2

こども青少年・教育委員会行政視察の概要について（10/30～11/1）

供覧・決裁完了年月日：令和6年1月18日 議議第1208号

月日	視察時間	項 目	利用交通機関
10/30 (月)	13:30	① 出発地 横浜市 ② 訪問地 福井県 ③ 視察事項 ・「ふく育」応援事業について ④ 宿泊地 福井県福井市	桜木町～福井 鉄道・新幹線利用
10/31 (火)	9:30 13:30	① 出発地 福井県福井市 ② 訪問地 福井県福井市 ③ 視察事項 ・学力向上の取組について ④ 訪問地 石川県金沢市 ⑤ 視察事項 ・子どもの貧困対策について ⑥ 宿泊地 石川県金沢市	福井～金沢 鉄道利用 金沢駅～金沢市内 バス利用
11/1 (水)	9:45	① 出発地 石川県金沢市 ② 訪問地 石川県金沢市 ③ 視察事項 ・石川県立図書館について (視察先：石川県立図書館) ④ 帰 派	金沢駅～金沢市内 バス利用 金沢～桜木町 新幹線・鉄道利用

(4) 随員職員の構成

- |   |                  |    |       |
|---|------------------|----|-------|
| ア | 横浜市議会局市会事務局議事課   | 書記 | ■■■■■ |
| イ | 横浜市議会局市会事務局政策調査課 | 書記 | ■■■■■ |
| ウ | 横浜市こども青少年局総務部総務課 | 課長 | ■■■■■ |
| エ | 教育委員会事務局総務部総務課   | 課長 | ■■■■■ |

いずれも本件視察1、2とも随員した。

(5) 議員旅費

- ア 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年

8月28日条例第30号)第5条第2項の規定に基づき横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。とある。

(6) 議員宿泊料

ア 旅費条例第13条の規定では、日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。とある。

イ 別表では、特号 1夜につき16,500円である。

引用-3

区分		車賃(キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
特号	市長、副市長及び教育委員会の教育長	円 37	円 3,300	円 16,500	円 3,300
1号	技監並びに8級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	3,000	14,800	3,000
2号	7級及び6級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,900	13,900	2,900
3号	5級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	2,600	13,100	2,600
4号	4級及び3級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,200	11,300	2,200
5号	2級及び1級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	1,700	11,000	1,700

備考  
 1 この表において「何級の職務にある者」とは、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)通称並目による当該級の職務にある者(次項に定める者を除く。)をいう  
 2 この表において「準ずる者」とは、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)の適用を受けない者及び同法の適用を受ける者のうち特に公認と認めらるる者、市長が定めるものをいう

(7) 旅費概算払金

ア 旅行費用は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月31日規則第57号)(以下「会計規則」という。)第130条第1項第1号で規定する旅費に該当し、概算払である。

(8) 市外出張支出命令

ア 概算払金は、横浜市職員出張及び旅費支給規程(平成12年10月30日達第22号)第4条第1項第1号アを準用し、委員長 [ ] が責任者としてその他議員10人分を含めて旅費請求書(兼領収書)(第6号様式)を提出した。

宿泊料は、旅費条例第13条のとおり1夜につき16,500円であった。

引用-4

本件視察1

文書件名：20230626-992701-支出命令-1-001041-0801(こども青少年・教育委員会行政視察(1回目)議員旅費)

作成年度：令和5年文書番号：議議第236号

区分(号) または氏名	特号								
区別	単 価	算出基礎	支給額	単 価	算出基礎	支給額	単 価	算出基礎	支給額
運賃		上記のとおり	17,370						
航空賃		上記のとおり	0						
急行料		上記のとおり	10,040						
特別車両料金		上記のとおり	10,800						
日当	3,300	3	9,900						
宿泊料	16,500	2	33,000						
					(人)				
計			81,110	81,110	11	892,210			
							小計	¥892,210	
							合計	¥892,210	

\*領収書として使用する場合は、職・氏名欄に領収年月日を記入し、領収印を押印してください。

引用－5

本件視察2

文書件名：20230929-992701-支出命令-1-002042-0801（こども青少年・教育委員会行政視察の実施について（10/30～11/1））

作成年度：令和5年文書番号：議議第591号

区分(号) または氏名	特号								
区別	単 価	算出基礎	支給額	単 価	算出基礎	支給額	単 価	算出基礎	支給額
運賃		上記のとおり	13,900						
航空賃		上記のとおり	0						
急行料		上記のとおり	12,590						
特別車両料金		上記のとおり	15,770						
日当	3,300	3	9,900						
宿泊料	16,500	2	33,000						
					(人)				
計			85,160	85,160	11	936,760			
							小計	¥936,760	
							合計	¥936,760	

\*領収書として使用する場合は、職・氏名欄に領収年月日を記入し、領収印を押印してください。

イ アに基づく資金前渡にあつては、会計規則第124条第1項第4号の2に規定する旅費として前渡金管理者たる議会局総務課長 ■■■■ が議員らの代理人として前渡された。

引用－6

本件視察1

文書件名：20230626-992701-支出命令-1-001041-0801（こども青少年・教育委員会行政視察（1回目）議員旅費）作成年度：令和5年文書番号：議議第236号

**請 求 書**

¥ 892,210.-

指定書  
コード

請求書  
番号

振込先	銀行	支店	
金融機関	預金口座番号		

上記の金額を請求します。 令和5年6月14日

横浜市長  
代理人  
議会局 総務課長  
氏名

件名	子ども青少年・教育委員会 行政視察（1回目） 議員旅費		
内訳	摘要（規格・その他）	数量（単位）	単価
別紙のとおり			円
合 計			¥ 892,210

引用 - 7

本件視察 2

文書件名：20230929-992701-支出命令-1-002042-0801（子ども青少年・教育委員会行政視察の実施について（10/30～11/1））作成年度：令和5年文書番号：議議第591号

**請 求 書**

¥ 936,760.-

指定書  
コード

請求書  
番号

振込先	銀行	支店	
金融機関	預金口座番号		

上記の金額を請求します。 令和5年9月4日

横浜市長  
代理人  
議会局 総務課長  
氏名

件名	子ども青少年・教育委員会 行政視察（2回目） 議員旅費		
内訳	摘要（規格・その他）	数量（単位）	単価
別紙のとおり			円
合 計			¥ 936,760



(9) 旅行後の精算

ア 会計規則第131条第1項の規定に基づき、委員長 [ ] が責任者としてその他議員10人分を含めて、議員らの代理人 議会局総務課長 [ ] に支出内訳書を提出した。

議員一人当たりの宿泊料の状況

概算払金額 33,000 円 (2夜分)、支出額 33,000 円 (2夜分)

差引 0円、 備考 空白

となっていた。

そして合計では、戻入額は0円とした。

引用-8

本件視察1

文書件名：99999999-992701-精算-001041 (こども青少年・教育委員会行政視察(1回目)議員旅費) 作成年度：令和5年文書番号：議議第405号

支出内訳書					
(円)					
	概算払金額	支出額	差引	備考	
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
宿泊料	33,000	33,000	0		
計	81,110	81,110	0		

(円)					
	概算払金額	支出額	差引	備考	
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
宿泊料	33,000	33,000	0		
計	81,110	81,110	0		

(円)					
	概算払金額	支出額	差引	備考	
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
宿泊料	33,000	33,000	0		
計	81,110	81,110	0		

(円)					
項目	概算払金額	支出額	差引	備考	
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
宿泊料	33,000	33,000	0		
計	81,110	81,110	0		

(円)					
	概算払金額	支出額	差引	備考	
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
宿泊料	33,000	33,000	0		
計	81,110	81,110	0		

		(四)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
	宿泊料	33,000	33,000	0	
計	81,110	81,110	0		

		(四)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
	宿泊料	33,000	33,000	0	
計	81,110	81,110	0		

		(四)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
	宿泊料	33,000	33,000	0	
計	81,110	81,110	0		

		(四)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
	宿泊料	33,000	33,000	0	
計	81,110	81,110	0		

		(四)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
	宿泊料	33,000	33,000	0	
計	81,110	81,110	0		

		(四)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	9,900	9,900	0	
	宿泊料	33,000	33,000	0	
計	81,110	81,110	0		

合計		(四)			
項目		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	191,070	191,070	0	
	急行料	110,440	110,440	0	
	特別車両料金	118,800	118,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	108,900	108,900	0	
	宿泊料	363,000	363,000	0	
計	892,210	892,210	0	戻入額	

イ この支払内訳書を証拠書類別紙のとおりとして、議員らの代理人 議会局総務課長 [ ] は、概算払金精算書(第50号様式)を横浜市長に提出し、差引残額 0円として精算を受けた。





イ アに基づき議員らの代理人 議会局総務課長 [ ] は、概算払金精算書(第50号様式)を横浜市長に提出し、精算を受けた。

## 2 前提事実の評価

### (1) 精算における宿泊料の支出額の妥当性のこと

ア 精算における支出内訳書の真実性が論点である。

イ 議員らと随行した横浜市こども青少年局総務部総務課 課長 [ ] と教育委員会事務局総務部総務課 課長 [ ] の支出内訳書を対照するが内容は同じあるので、後者を例示する。

ウ 本件視察1

引用-11

#### 支出内訳書

		(円)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	乗車	17,370	17,370	0	
	乗車	11,200	11,100	0	
	乗車	8,090	7,790	0	
宿泊料	1日目	13,900	14,100		宿泊料(実費)12,500円、1900円(夕食相当額)が加算され計14,400円(13,900円を超えるため戻入なし)
宿泊料	2日目	13,900	13,710	190	宿泊料(実費)12,500円、1900円(夕食相当額)が加算され計14,400円(13,900円を超えるため戻入なし)
戻入額				190	

宿泊料は、引用-3のとおり、旅費条例第13条の規定では、日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給しており、課長職は区分2号として13,900円を概算払(前渡金)されている。

(ア) 1日目を検分する。

概算払金額は、13,900円、支出額は、14,400円、差引は、-500円。

備考欄には、宿泊料(実費)12,500円と記載し、1,900円(夕食相当額)が加算され計：14,400円(13,900円を超えるため戻入なし)と記載されている。

この算定根拠は、旅費取扱いの手引き(総務局人事部労務課平成26年5月発行)(以下「旅費手引」という。)に基づくものである。

その中の<国内旅費>6 宿泊料に関して、(1)条例第13条の定額の明示及び(2)支給額の調整についての項目で、その算定方式を記載している。

要約すると、特号区分である市長・副市長であっても宿泊料金等の宿泊

代金の金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行いことであり、特別職公務員であっても、その対象となっている事実がある。

引用-12

6 宿泊料  
 旅行中の宿泊費を附するための旅費です。宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費（諸税等）を附するために、支給します

(1) 条例上の定額  
 条例上の定額は以下のとおりです。(2021年3月現在)

区分	定額
市長・副市長	16,500円
区局長級	14,800円
部長・課長級	13,900円
課長補佐級	13,100円
係長級・職員Ⅲ	11,300円
職員Ⅰ・Ⅱ	11,000円

(2) 支給額の調整  
 現在は、インターネットの普及や設備の機械化に伴い、宿泊代金を確認することが容易であることから、領収書等の宿泊代金の金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行います。

なお、宿泊施設によっては、朝食代又は夕食代の全部又は一部が宿泊代金に含まれていない場合がありますので、そのような施設に宿泊した場合は、調整にあたって**一定の食事代相当額を加算**します。

ただし、計算の結果、条例上の定額を上回ることとなる場合は、特別の事情により増額を行う場合を除き、条例上の定額を支給します。

※ ルームサービス等のオプションサービスに要する代金や電話代（日当又は通信連絡費で対応）などは宿泊料の支給対象となりません。

【参考】宿泊代金に食事の一部又は全部が含まれていない場合の加算額

ア 特別職・行政職員・長能職員

区分	食事無し施設 (朝・夕食相当額を加算)	朝食付施設 (夕食相当額を加算)	夕食付施設 (朝食相当額を加算)
市長・副市長	3,300円	2,200円	1,100円
区局長級	3,000円	2,000円	1,000円
部長級・課長級	2,900円	1,900円	1,000円
課長補佐級	2,600円	1,700円	900円
職員Ⅲ・係長級	2,200円	1,500円	700円
職員Ⅰ・Ⅱ	1,700円	1,100円	600円

支給額の調整の要件である利用した宿泊施設領収書及び内訳に徴収している。

引用-13

1日目の神戸・宿泊施設の領収書兼内訳書

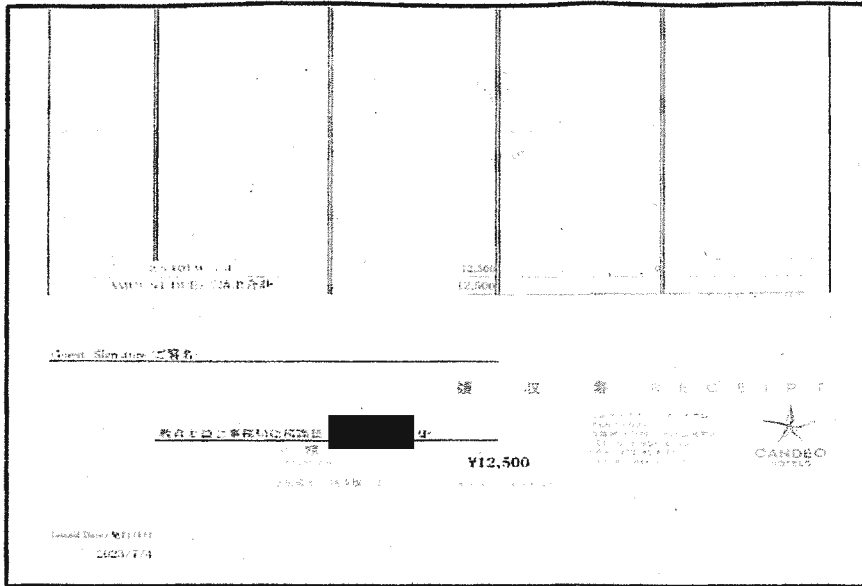
ご利用明細 STATEMENT

カナダ サービスセンター  
 〒456-0021  
 愛知県名古屋 1-0  
 TEL 052-  
 FAX 21 556 7106  
 card@shul.jp

発行日 2023/7/4

教育委員会事務局総務課長 [ ] 様

年月日	品名	数量	単価	金額	備考
2023.7.1	一泊朝食と 宿泊料金		11,000		



旅費取扱いの手引き6 宿泊料(2)に、「なお、宿泊施設によっては、朝食代又は夕食代の全部または一部が宿泊代金に含まれていない場合がありますので、そのような施設に宿泊した場合は、調整にあたって一定の食事代相当額を加算します。」としている。

精算にあたって提出した支出内訳書の備考欄に記載のあった、宿泊料(実費)朝食代を含んで12,500円に1,900円(夕食相当分)が加算されているものである。

合計すると14,400円となり、定額上限を超えているが、旅費取扱いの手引宿泊料(2)に記載されている「ただし、計算の結果、条例上の定額を上回るることとなる場合は、(中略)条例上の定額を支給する。」ことから、その補填がされず、-500円と申告している。

即ち自己負担である。

(イ) 2日目を検分する。

概算払金額は、13,900円、支出額は、13,740円、差引は、160円。

備考欄には、宿泊料(実費)11,840円と記載し、1,900円(夕食相当額)が加算され計：13,740円(13,900円を超えないため差額の160円を戻入)と記載されている。

これは旅費取扱いの手引きに、準じており、正当な対応である。

2日目も支給額の調整の要件である利用した宿泊施設領収書及び内訳に徴収している。





エ 本件視察 2

1日目の福井・宿泊施設、2日目の金沢・宿泊施設については、それぞれの施設からの宿泊代金の金額及び内訳を確認できる領収書を取得している。


その金額は、概算支払金額の13,900円を上回る金額であり、残金はなかった。

1日目 宿泊料（朝食込み）13,650円+1,900円（夕食相当分）=15,550円  
 差引 - 1,650円

13,900円を超えてるため戻入なし

引用 - 1 7

福井・宿泊施設の領収書兼内訳書

No. 202310310055		<b>領収書</b> (RECEIPT)	
お名前 NAME	教育委員会事務局総務課長 [REDACTED] 様	発行日 ISSUED	2023/10/31
領収金額 BALANCE DUE	13,650 <small>(上記金額には消費税が含まれております)</small>	 ドーミーインPREMIUM福井 〒910-0006 福井県福井市中央1-1-1 TEL 0776-21-5489 FAX 0776-21-8424 http://www.hotespa.net/dormyinn	
<small>(消費税 10% 税込 ¥1,227)</small> <small>(標準税率対象 ¥13,500)</small> <small>(軽減税率対象 ¥1,227)</small> <small>(軽減税率対象 ¥0)</small> <small>(軽減税率対象 ¥0)</small>			
<b>請求明細書</b> (STATEMENT)		<small>株式会社エヌメンテランス 登録番号 7910001014127</small>	
お名前 NAME	教育委員会事務局総務課長 [REDACTED] 様		
部屋番号 ROOM NO	426	到着日 ARRIVAL	23/10/30
		出発日 DEPARTURE	23/10/31
		発行日 ISSUED	2023/10/31
		宿泊人数 PERSON	1
日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE
10/30	前受金(現金)		13,650
10/30	宿泊費	11,700	
10/30	朝食	1,800	
10/30	入湯税	150	
		利用金額 TOTAL AMOUNT	支払金額 TOTAL BALANCE
		13,650	13,650
		請求残高 BALANCE DUE	0
No. 202310310055 - 074 - 253			
会社名 [REDACTED] ※ (軽減税率対象品目)		<small>(内消費税 10% 税込 ¥1,227)</small> <small>(標準税率対象 ¥13,500)</small> <small>(標準税率対象 ¥1,227)</small> <small>(軽減税率対象 ¥0)</small> <small>(軽減税率対象 ¥0)</small>	

2日目 宿泊料（朝食込み）12,470円+1,900円（夕食相当分）=14,370円  
 差引 - 470円

13,900円を超えてるため戻入なし

福井・宿泊施設の領収書兼内訳書

計 算 書 <BILLING ACCOUNT>		No Date Page
		431676 2023/10/31 1 / 1
予約No (Res. No.)	026594717	登録番号 T6010001146554
利用施設名 (Property)	ホテルマイステイズプレミア金沢	
号室 (Room No.)	8002	担当番 (Inser) 社
お名前 (Name)	教育委員会事務局総務課長	様 ご利用人数 (No. guests) 名様
ご利用期間 (Term)	2023/10/31 ~ 2023/11/01	1泊2日 (1 Nts 2 Days)
内訳 Description	料金 Charge	備考 Remarks
朝食1870.950 宿泊税	12,270 200	23/10/31
課税対象外 10%対象 (内消費税)	¥200 ¥12,270 ¥1,115)	
合計 (Total with tax)		12,470
現金 Cash	残掛 Balance	クーポン Coupon
クレジット Card	振込 Transfer	返金(現金) Refund C
返金(振込) Refund T	その他 Others	
12,470	0	0
0	0	0
署名 (Signature) _____ 捺印がついている商品は軽減税率対象となります。		
領 収 書 <RECEIPT>		No. 431676
		2023/10/31
お名前 (Name)	教育委員会事務局総務課長	様
品番	宿泊料として	課税対象外 ¥200 10%対象 ¥12,270 (内消費税 ¥1,115)
金額 (Total)	12,470 円 (yen)	
	<内消費税 (Tax) 1,115 円 (yen)>	
上記金額正に領収いたしました		
ホテルマイステイズプレミア金沢 HOTEL MISTAYS PREMIER Kanazawa 〒920-0031 石川県金沢市浜田2-13-5 Tel 076-290-5255 (代) Fax 076-290-5254 ホテルマイステイズ・ホテル・マネジメント (MISTAYS HOTEL MANAGEMENT Co., Ltd.) 〒106-0032 東京都港区六本木2-21 Tel 03-3434-3939 (代) Fax 03-4866-4352 登録番号: T6010001146554 (前4桁のないものは算外)		

オ 議会局が事務をした議員の支出内訳書

引用 - 6、引用 - 7 のとおり、概算払金額と支出額は、33,000 円と2日分を合算して、同一金額である。

差引 0 円で備考は空欄である。

そして、旅費取り扱いの手引きの要件である、宿泊施設の領収書や内訳が一切添付をしていない。

そうすると、支出した金額を疎明資料もなく、精算を受けたことになる。これは会計規則第131条第1項に違反する行為である。

会計規則第131条第1項

(概算払の精算)  
 第131条 概算払を受けた者は、概算払金精算書(第50号様式)を作成し、領収書等を添え、次に掲げるところにより局長に提出しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(費用弁償を除く。)については、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができる。  
 (1) 毎月必要とする経費については、翌月末日までに提出すること。  
 (2) 前号以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に提出すること。

カ 議員の宿泊施設の領収書、疎明資料のこと

請求人は、議会局に対して横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月25日条例第1号)の規定に基づき本件視察1及び2にかかる領収書、疎明資料の開示請求をおこなったところ、不開決定処分をし、その根拠理由は、職員が個人的に取得しているとしているものの、会計規則第131条第1項に照らすと明らかに行政文書に相当することから不当な処分である。

第4号様式(第5条第3項第3号)

不 開 示 決 定 通 知 書

議 議 第 269 号  
令和6年6月18日

横浜市会議員 〇〇〇〇

横浜市会議員 〇〇〇〇

令和6年6月5日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 不開示請求に係る行政文書	令和5年度 令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察(1回目)にかかる参加議員の領収証1 鉄道運賃の旅行代理店等が発行した疎明書類 例示 利用列車番号、特別車両料金 議員単位或いは全員でも可2 宿泊料(2泊分)の疎明書類 例示 宿泊先等の請求書兼領収書(宿泊先事業者発行のもの) 代表者たる委員だけで可。
2 行政文書の概要	
3 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4 根拠規定を適用する理由	当該開示請求に係る請求対象文書は、職員が個人的に取得した文書であって組織共有していないことから、当該開示請求に係る行政文書は取得しておらず、保有していないため
5 担当課	議会局市会事務局総務課 電話 045 (671) 3045
6 備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市会議員に審査請求をすることができます。  
 また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。


第4号様式 (第5条第3項第3号)

不 開 示 決 定 通 知 書

議 議 第 1022 号  
令 和 5 年 12 月 11 日

■■■■■■■■■■ 様

横浜市会議長 ■■■■■■



令和5年11月27日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	令和5年度 子ども青少年・教育委員会行政視察(2回目)にかかる議員の概取証 ① 鉄道運賃の発行代理店等が発行した領明書類 例示 利用列車番号、特別車両料金 議員単位或いは全額でも可 ② 宿泊料(2泊分)の領明書類 例示 宿泊先毎の請求書兼領収書(宿泊先事業者発行のもの) 代表者たる委員だけで可。
2 行政文書の概要	
3 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4 根拠規定を適用する理由	当該開示請求に係る請求対象文書は、職員が個人的に取得した文書であつて組織共用していないことから、当該開示請求に係る行政文書は取得しておらず、保有していないため
5 担当課	議会局市会事務局議事課 電話 045 (671) 3045
6 備 考	

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市会議長に審査請求をすることができます。  
また、この処分があつたことを知った日から6か月以内に、横浜市政府を被告として訴訟を提起することもできます。

キ 参加議員からの情報のこと

本件視察1及び2に参加した■■■■■■■■■■こと■■■■■■■■■■議員(以下「■■■■市議」という。)の情報から、宿泊施設における会計は、議員が個々におこなっておらず、議会局随行員の■■■■■■■■■■或いは■■■■■■■■■■がおこなつたことである。

そうすると、実施に支出した金額を知りえており、当然、領収書等の疎明資料を保持している。

引用 - 2 2

請求人からの■■■■市議への設問

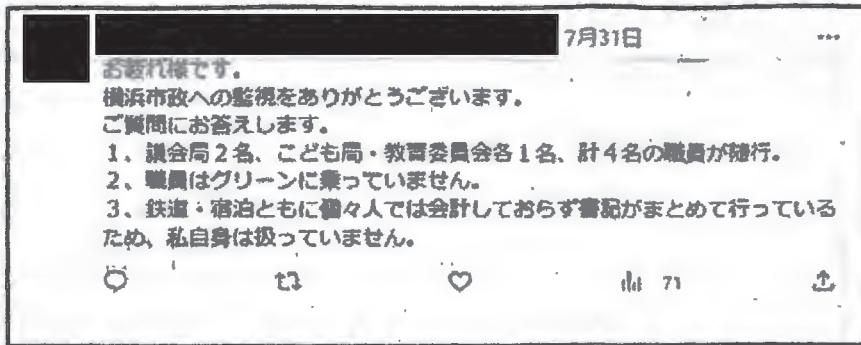
■■■■市議

常任委員会の行政視察(夏)お疲れさまでした  
お尋ねがございます

1 議会局書記(議事課や政策調査課)は随行していましたか?  
2 彼らは新幹線でグリーン車に乗り、車中で議員に随行しておりましたか?  
3 鉄道利用及び宿泊の領収書を精算時に提出されましたか?  
お教えをお願いします



市議からの応答



ク 議会局随行員 [redacted] 及び [redacted] の行為のこと

請求人は、議会局に対して、議会局随行員の宿泊施設等の領収書についての開示請求をなしたが、不開決定処分をし、その根拠理由は、職員が個人的に取得しているとしているものの、会計規則第131条第1項に照らすと明らかに行政文書に相当することから不当な処分である。

引用 - 2 3

本件視察1

第4号様式 (第5条第3項第3号)

不開示決定通知書

議 議 第 270 号  
令和6年6月18日

[redacted] 様

横浜市長 [redacted]

令和6年6月5日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	令和5年度 令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察(1回目)にかかる議会局随行員随席票 [redacted]、政策調査票 [redacted] の領収証 1 鉄道運賃の随行代運店等が発行した随明書類 例示 利用列車番号、特別車両料金 2 宿泊料(2泊分)の随明書類 例示 宿泊先毎の請求書兼領収書(宿泊先事業者発行のもの)
2 行政文書の概要	
3 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4 根拠規定を適用する理由	当該開示請求に係る請求対象文書は、職員が個人的に取得した文書であって組織共有していないことから、当該開示請求に係る行政文書は取得しておらず、保有していないため
5 担当課	議会局市会事務局随席票課 電話 045 (671) 3046
6 備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。  
また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

本件視察2

第4号様式（第5条第3項第3号）

不 開 示 決 定 通 知 書

諮 議 第 1023号  
令和5年12月11日

様

横浜市会議長

令和5年11月27日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	令和5年度 こども青少年・教育委員会行政視察（2回目）にかかる随行員2名の領収書 1 鉄道運賃の旅行代理店等が発行した説明書類 例示 利用列車番号、特別車両料金 2 宿泊料（2泊分）の説明書類 例示 宿泊先毎の請求書兼領収書（宿泊先事業者発行のもの）
2 行政文書の概要	_____
3 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4 根拠規定を適用する理由	当該開示請求に係る請求対象文書は、職員が個人的に取得した文書であつて組織共用していないことから、当該開示請求に係る行政文書は取得しておらず、保有していないため
5 担 当 課	議会局市会事務部議事課 電話 045 (671) 3045
6 備 考	

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市会議長に審査請求をすることができます。  
また、この処分があつたことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

議員の代理人たる議会局総務課長 [ ] が会計規則第131条第1項の規定の概算払金精算書(第50号様式)を提出する際に、それを提出すれば足りるものである。

第2 財務会計上の不当、違法行為

1 会計規則第131条第1項の規定違反こと

旅費を概算払金として、会計規則第131条第1項の規定に基づき当事者らが市から預かり金として支出負担させたものである。

当然、目的を終了すれば、同規則第131条第1項に基づき精算事務が必要である。

その際に、求められる領収書等を添付していないことは、明らかに違反である。

2 旅費取扱いの手引きの規定違反のこと

旅費手引<国内旅費>6 宿泊料(2)支給額の調整の求めである、領収書等の宿泊

代金、内訳が確認できる資料を添付しておらず、支給額の減額処理をさせなかった。

### 3 航空費及び宿泊料の請求に係る必要書類についての規定違反のこと

総務局人事部労務課が全体の支出負担にかかる業務を執行しているが、旅費については、旅費手引の発行をしているだけでなく、その解釈を適宜、通知により全局の経理担当課長に発出している。

議会局は、市会事務部総務課が経理担当課となり、XXXXXXXXXXがその執行の責務がある。

それにもかかわらず、このような不当、違法な行為をおこない、差額を着服、横領しており、断罪するべきである。

引用 - 25

総 労 第 9011 号 令和 5 年 7 月 10 日	
各局・総括本部経理担当課長	総務局労務課担当課長 集約事務室室長
<b>航空費及び宿泊料の請求に係る必要資料について（通知）</b>	
令和 5 年 3 月に「旅費手引の手引き」が改訂され、航空費及び宿泊料を請求する場合に必要な資料が改めて明示されました。これを受け、庶務アスク経費支給事務担当（労務課、総務本務センター）へ寄附依頼を行う案件についても、ご提出いただく資料を以下のとおり整理しました。貴局・総括本部内で周知、徹底をお願いいたします。	
1 航空費の請求に係る必要資料	
(1) 支払金額が確認できる資料（例：領収書の写し等）	
(2) 実際に利用したことが確認できる資料 （例：搭乗券（半券）または搭乗証明書（紙、PDF画面）の写し等）	
2 宿泊料の請求に係る必要資料 領収書等の写し（以下の項目を含むもの）	
(1) 宿泊先で決済した場合	
ア 支払金額	
イ 支払金額の内訳（明細書の添付も可）	
ウ 宿泊口	
エ 宿泊場所	
オ、カ 朝の食事の有無（半書可）	
(2) webサイトで事前に決済した場合	
ア 宛名	
イ 領収日または発行日（表示日）	
ウ 支払金額	
エ 支払金額の内訳（明細書の添付も可）	
オ 宿泊口	
カ 宿泊場所	
キ 夕・朝の食事の有無（半書可）	
3 宿泊料の請求に係る留意事項	
(1) 宿泊先で決済した場合、webサイトで事前に決済した場合（共通）	
支払金額の内訳、宿泊口、宿泊場所及び夕・朝の食事の有無は、予約時の記載がある資料（予約票等）の添付も可。	
ただし、支払金額の内訳が確認できない場合は、オプションサービス等の支給対象外の料金が含まれていないことを、領収書等の写しに自署してください。	
※ 支払書例「宿泊代金には支給対象外の料金は含まれていません。」	

(2) webサイトで事前に決済した場合  
領収日、発行日及び表示日のいずれかの日付が、宿泊日以降の日付になっていない場合には、  
領収書等の写しに宿泊したことを自筆してください。  
※文言例「当該宿泊先に宿泊しました。」

4 適用開始  
令和5年4月1日以降の出張分から  
※庶務デスクに審査依頼済の案件については、個別に対応方法をご連絡しています。

【参考：監査請求書の取引と取付】  
＜内訳＞  
3 社労費  
(7) 旅費の給付について (p12)  
町家賃について、支払金額等が確認できる資料(※)を添付し、旅費を請求することと  
しよ。 ※ 領収書等の写し、eチケットお客様控えなど  
(実業に利用したことが確認できる旨も併せて添付(搭乗券(紙・電子版の両方)など))

6 宿泊料  
(2) 支給額の調整 (p16)  
現在はインターネットの普及等により、宿泊代金を確認することが容易であることから、  
金額及び内訳を確認できる資料(※)により、支給額の減額調整を行います。  
※ ・宿泊先で決済した場合  
領収書等(宿泊日、宿泊場所、金額の内訳、食事の有無が分かるもの)  
・宿泊日前の事前決済を行った場合  
宿泊日以降に発行された領収書(ア又はイのいずれか)  
ア 事前決済後、領収書受取を宿泊先に指定し、現地で発行されたもの  
(宿泊日、宿泊場所、金額の内訳、食事の有無が分かるもの)  
イ 予約したwebサイト上で表示されるもの  
(宿泊日、宿泊者名、宿泊場所、金額の内訳、食事の有無が分かるもの)

担当：庶務デスク旅費支給事務担当  
Tel：063-0768, 9709  
Mail：[redacted]

### 第3 横浜市の損害額の算定

74,140円 (議員11人分)

#### 【内訳】

行政視察1回目 46,860円

行政視察2回目 27,280円

#### 【算定方法(一人当たり)】

宿泊1回目	行政視察1回目	行政視察2回目
A 宿泊費支給上限	16,500円	16,500円
B 朝食付宿泊料	12,500円	13,650円
C 夕食相当額加算	2,200円	2,200円
差額(A - B - C)	1,800円	650円
宿泊2回目		
A 宿泊費支給上限	16,500円	16,500円

B 朝食付宿泊料	11,840 円	12,470 円	
C 夕食相当額加算	2,200 円	2,200 円	
差 額 (A - B - C)	2,460 円	1,830 円	
小 計	4,260 円	2,480 円	6,740 円
議員11人			74,140 円

#### 第4 結語

- 1 事実を評価すると、会計規則に違反して領収書等、疎明資料を保持しているが、それを隠蔽している。
- 2 概算払金の履行後の精算において、議員らが提出した支出内訳書に残金がないとの虚偽を鵜呑みにし、会計規則第131条第1項で規定されている領収書を確認をしないで精算事務をした。
- 3 本件は、横浜市からの前渡金（概算払金）支出を議員らの代理人である議会局総務課長 [REDACTED] が不当に受取り、議員らからの履行確認を不当に行っていることから、議会局及び議員の組織的な公金搾取、横領に相当すると考える。
- 4 本件請求は、財務会計上の不正支給、受給をした違法行為に対するものであるが、その損害である着服、横領した金員を横浜市に返還するだけで済む訳ではない。当然、職員らへの懲戒処分、議員らは共同正犯として横浜市は、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、刑法第253条業務上横領罪により告発する必要がある。
- 5 監査委員にあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項の規定に基づき関連する証拠物を確認し、市長に対して同法第242条第5項の規定に基づき勧告することを求める。

以 上



## 見解書

令和6年8月1日  
議会局

## 1 結論

行政視察における市会議員の旅費に関する措置請求については棄却するとの監査結果の決定を求めます。

## 2 行政視察における旅費の支給について

(1) 市会議員の行政視察における旅費については、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号。以下「旅費条例」といいます。）を準用して支給しています。

すなわち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項で「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされているところ、これを受けた横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）第5条第1項で「議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」とされ、第5条第2項で「前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。」とされています。

(2) 旅費条例第4条で「内国旅行の旅費の種類は、(中略)日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。」とされ、旅費条例第13条で「日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。」とされ、別表では、特号の区分に該当する者に対しては、宿泊料として1夜につき16,500円を定額で支給することが定められています。

(3) 旅費条例に基づく旅費の具体的な支給基準については、総務局労務課が定める「旅費取扱いの手引き」（以下「手引き」という。）において定められています。手引きの「6 宿泊料」の「(2) 支給額の調整」の項において、「現在はインターネットの普及等により、宿泊代金を確認することが容易であることから、金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行います。」とされています。

議員や議会局職員の旅費の支出に当たってもこの手引きを参考として事務を執り行っています。もっとも、「議員等の市外出張に伴う宿泊料の取扱いについて」（平成26年6月総務局労務課確認済）において、「議員に旅費を支給するにあたり、市外出張に伴う宿泊料については、横浜市旅費条例で定める定額を支給します。」としていることから、議員の宿泊料については旅費条例に基づき算定される定額を支給することとしています。

(4) 行政視察の旅費については、議員の宿泊料等を議会局の書記がとりまとめて支

払う必要があるため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 57 号。令和 6 年 4 月 1 日改正前の規定）第 124 条第 1 項第 4 号の 2 により資金前渡としており、第 130 条第 1 号により概算払によっています。概算払を受けた場合の旅費の精算については、同規則第 131 条第 1 項ただし書により、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成 21 年 3 月達第 3 号)第 6 条第 2 項の規定による復命をもって精算に代えることができるとされていて、行政視察においては視察終了後に議長宛てに報告書を提出することとしています。

(5) なお、令和 6 年度以降の議員の宿泊料については、社会情勢を踏まえ、また令和 4 年 6 月に横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンが策定されたことから、議会としても自律的に歳出改革に取り組む必要があるため、支給額の減額調整を行うこととしました。

### 3 本件における旅費の精算について

(1) 令和 5 年 7 月 4 日から同月 6 日までの神戸市等へのこども青少年・教育委員会（以下「委員会」という。）の行政視察（以下「第 1 回目行政視察」という。）は、住民監査請求の対象となる議員 11 名につき、同月 4 日については神戸市内に宿泊し、同月 5 日については大阪市内に宿泊する予定で、宿泊料につき概算払いで前渡金を受けた上で視察を実施し、予定どおり宿泊しました。そのため、旅費の精算手続に添付された議員 11 名分の支出内訳書には、宿泊料として 1 人当たり 33,000 円と記載されています。

(2) 令和 5 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日までの福井市等への委員会の行政視察（以下「第 2 回目行政視察」という。）は、住民監査請求の対象となる議員 11 名につき、同年 10 月 30 日については福井市内に宿泊し、同月 31 日については金沢市内に宿泊する予定で、宿泊料につき概算払いで前渡金を受けた上で視察を実施し、予定どおり宿泊しました。そのため、旅費の精算手続に添付された議員 11 名分の支出内訳書には、宿泊料として 1 人当たり 33,000 円と記載されています。

### 4 旅費の精算手続の適法性について

(1) 請求人は、「特号区分である市長・副市長であっても宿泊料金等の宿泊代金の金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行いことであり（原文ママ）、特別職公務員であっても、その対象となっている事実がある。」（住民監査請求書 11 ページ）とし、「議員らが提出した支出内訳書に残金がないとの虚偽を鵜呑みにし」（同 23 ページ）として、宿泊料に精算残金があることを前提に精算手続の違法を主張しています。

しかし、上記 2 (3) で述べたとおり、議員の宿泊料については旅費条例に基づき算定される定額を支給することとしているため、そもそも宿泊料に精算残金は生じません。

(2) 以上のとおり、第1回目行政視察及び第2回目行政視察とも精算手続は適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないため、本件請求を棄却するとの監査結果の決定を求めます。

以上



## 住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日時：令和6年8月5日（月）

場所：横浜市監査委員会議室

午前10時00分開会

○酒井代表監査委員 ただいまから、令和6年度第12回監査委員会を開催いたします。

それでは、議事「議員に対する宿泊料の支給に関する住民監査請求に係る陳述の聴取」を行います。

本日、請求人はウェブ会議システムにより陳述されます。

陳述に入る前に、撮影を希望する方がいらっしゃいますので、撮影に関する事項をお伝えします。なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。ゼロです。それから記者の方もいらっしゃいません。

請求人につきましては、パソコンの画面の写真撮影及びスクリーンショットのみ許可いたします。

それでは、撮影される場合はお願いいたします。

#### 【 撮 影 】

○酒井代表監査委員 よろしいでしょうか。

それでは、以上で撮影の時間は終了いたします。以後の撮影はできません。また、本日の会議においては録画、配信はできませんので、御承知おきください。

それでは、監査委員の紹介をいたします。私は代表監査委員の酒井です。本日の進行を務めます。

続きまして、高品委員です。

○高品監査委員 高品です。

○酒井代表監査委員 大岩委員です。

○大岩監査委員 大岩です。

○酒井代表監査委員 本日の陳述はこの3人で行います。

陳述に際しての留意点を申し上げます。

陳述される内容は、監査の資料として正確に記録する必要がありますので、録音させていただきます。

また、本日聴取する陳述の記録は監査結果に添付して公表いたします。

陳述は、請求人、関係職員とも、それぞれ1時間以内としております。また、請求人、関係職員からは質問はできません。

請求人の陳述する内容は、請求の要旨を補足する内容としてください。

請求人の陳述の聴取に引き続いて、関係職員による陳述の聴取を行います。最後に、請求人は、関係職員の陳述の内容に対して、意見表明を合計5分以内で行うことができます。ただし、質問することはできません。

そのほか、陳述の進行については監査委員の指示に従ってください。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施いたします。請求人は陳述をお願いいたします。

○          請求人 それでは、陳述を開始いたします。

まず、請求人のほうから監査委員に提出した事件記録を確認いたします。一番上が「住民監査請求（横浜市職員措置請求書）」、令和6年6月24日付、監査委員での受付が6月26日が第1、第2に事実証明書の補充書、これを提出しております。補充書は、令和6年7月29日付でございます。それともう一つ、第3に「議員選出監査委員の忌避申立書」、これも令和6年7月29日で、そちらには7月31日に到着しているかと思えます。

まず、第1として、「議員選出監査委員の忌避申立書」について朗読いたします。

対象となる議員選出監査委員は清水富雄さん、就任年月日が令和6年5月20日。

その理由は、当該議員は、監査請求の対象であることも青少年・教育委員会常任委員会構成員として、行政視察に参加していた当事者である。

第2に、かつ監査対象者代理人議会局市会事務部総務課長[ ]の関係者の一人であるのは明らかである。

3、監査進行にあつて、監査委員は地方自治法第199条第8項の規定に基づき、当該関係人に対し、帳簿、書類そのほかの記録の提出を行わせるべきである。

そして、3を行った後で、本件監査にあつては、当該議員を除外して公正に行うべきであるというのを申立てを行いました。

今見たところ、清水富雄さんがおられないので、その対応をされたというふうな理解をしております。

それでは、「住民監査請求」について今から朗読いたします。

事件名、公費負担による行政視察における概算払（前渡金）旅費の着服、横領事案である。

監査請求の要旨、議員がなす行政視察への旅費のうち、宿泊料金に相当する金額を概算払されたが、履行後に発生した残金がないとして、着服、横領した行為があるのではないかと。その職員である会計経理を担当している議会局市会事務部総務課長[ ]さんがそれを知りながら、精算事務を行って、市に財務会計上の損害を与えた。

2番目に、監査委員にあつては、地方自治法第242条第5項の規定に基づいて、市長に「残金を監査対象者から返還請求をせよ」という勧告をお願いするとともに、これは単にお金の金額の着服、横領だけではなくて、業務上横領罪に抵触するということがあるので、監査委員は市長に対して、公務員である刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づいて検察当局へ告発、告訴するように附言をお願いしたい。監査委員が行うのではなくて、市長に行わせるようにしてほしいというのが請求人の求めであります。

次に、当事者の表示、令和5年度子ども青少年・教育委員会の構成員、これは「横浜市報号外第9」——令和5年4月12日——から抜粋をした議員の氏名でございます。11名おるわけですが、その中で、[ ]さん、この方がこの委員会の委員長としてこの行政視察の代表者として、残りの10名の精算、支払い、それらを管轄していたと。

この中には、氏名であるということで、5番目の[ ]さん、これは議員通称名で「[ ]」という名前を名乗っております。10番目の[ ]さん、通名は「[ ]」というのを名乗っております。御承知のとおり、公職選挙法に基づいて、公職選挙法施行令第89

条第5項に準用する公職選挙法施行令第88条第8項の規定で認定を受けて通称を名乗ることができる。旧姓を名乗ることができるものと認められているものなんです。ところが、市会議員に当選した暁であっても今も名乗っていると。

この理由を説明しますと、宿泊施設に宿をとるときには、旅館業法第6条に基づいて、宿泊者名簿—宿帳、これを記載する必要があるんです。その場合に身分証明書になるのは氏名であることであるから、本来の戸籍上の氏を名乗る必要があると。そういう観点があつて、この当事者の表示を全員名前を書かさせていただきました。

例えば、先ほど申しました旅館業法第6条、これについては、氏名、住所、職業、性別、年齢、電話番号、到着年月日、出発年月日、前宿泊地、行き先、11項目を記載する必要があるんですけども、そのときに、これら11名が正しく氏名を書いたかどうか。これを違う名義でやった場合には、本来であれば罰せられる。要するに身分を偽ったということになるということもあつて、今回明確に当事者として明示したところです。

2番目に、先ほど申しました議会局の総務課長の■■■■さん、あと、同じく随行していた議事課の■■■■さん、あと政策調査課の■■■■さん、このお二人は宿泊施設での領収書の精算の事務をやっていて、領収書だとか、そういう宿泊施設のレセプトを持っているんだということで、この3名が今回のこの事案に加担したんじゃないかということでございます。

■■■■さんについては、議員らの代理人をやっている。トータル約100万円近いお金を預かって、それらの経理を担う役職にあると。それに基づいて支出の内訳書だとか、精算事務を行っていたと。■■■■さんと■■■■さんは、先ほど申しましたが、領収書を持っているはずである。

議員ら11人というのは、これらのことを知りながらなのか、知らないのかわからないんですが、少なくとも■■■■さんから提出された書類に基づいて、横浜市長から公金の支出をさせて、そしてまた、精算をしたということで、組織ぐるみな対応ではないかというふうな理解を請求人はしております。

監査対象となる執行機関は、横浜市議会局市会事務部の総務課、市会事務部の議事課、市会事務部の政策調査課が該当するかと思います。議員については、横浜市職員措置請求書という観点からいくと、彼らに直接物申すわけにいかないということもありまして、今回はこの職員に対する監査請求になっております。

トータルしますと、今回、令和5年度では2回行政視察しているんですけども、その累計額は7万4,140円に達するというふうにこちらでは算定しております。その後、不当な理由であるということを実証証明書でもって説明いたしました。

事実証明書なんですけれども、行政視察ということで、第1回目は7月4日から7月6日にかけて、関西地方に視察を行いましたと。どこに泊まったかというのは、神戸市の三宮にある宿泊施設で、大阪市のほうにも宿泊をいたしました。

視察の第2回目は、令和5年10月30日から11月1日までの2泊3日で、北陸方面に視



察を行いました。宿泊施設は福井県の福井市、そこで泊まりました。2日目は石川県の金沢にある宿泊施設に泊まりましたという証拠がございます。

随行したのは誰なのかといえば、先ほどの■■■■と■■■■、それに加えて市長部局のこども青少年局総務課長の■■■■さん、事業部局の教育委員会総務部総務課の■■■■さん、4名が随行したという状況になっております。

議員旅費というものは、横浜市旅費条例に基づいて、「特号の者に支給する」という額になっており、議員の宿泊料は特号1夜につき1万6,500円であるというのが条例で明示されております。これに対して、宿泊の部分が1万6,500円なのですが、概算払金も同じくこの1万6,500円を支給していたと。行政視察の北陸方面も同じく1万6,500円、2泊3日なので、2泊分で3万3,000円、1人当たり特号として支給されていたという事実がございます。

その証拠が、請求書がありまして、請求書には、関西地方では11名、89万2,000円あまりを■■■■さんが横浜市長に請求書を出して支出をさせました。北陸地方についても、93万6,000円あまりを同じく横浜市長に請求書を出してお金を出させました。

その後、この旅行が終了したら精算という行為を行うんですが、これは横浜市の金銭会計規則第131条第1項に基づいて行うわけなんですけれども、その状況を見ると、全員が2日分の3万3,000円の支出も3万3,000円で、差引がゼロだという精算の内容であったと。同じく、北陸方面に旅行した分についても3万3,000円で、差引金額がなくて、全部使い切ったという精算になっておりました。その証拠が概算払金精算書というのがございまして、それは横浜市長宛てに出している。差引ゼロだということですね。

そういう状況を受けて、何が問題であるのかというものを請求人が調べてみました。議会局の場合は差引がゼロだったんですけれども、先ほど申しましたこども青少年局の■■■■さん及び■■■■さん、この方々については、差引額が出たという報告がございました。彼らが同じ宿舎に泊まったという証拠もあるんですけれども、内訳、その宿屋代金が、その計算をいろいろやって、彼らは1泊1万3,900円なんですけれども、それでも1回目はオーバーしたという計算になっている。2泊目がお金が余ったということがあって、トータルして余った分をちゃんと横浜市に戻入しているんですね、お金が余りましたよと言って。議員のほうは全然余らなかったと。当然、いろんな計算式があって違いはあるのかもしれないんですが、それを検分しても、どうもそれはおかしいというのは、請求人がそれを見つけて、今回の監査請求に至ったというわけです。

先ほども言いましたが、例えば、関西旅行に行った場合のケースなんですけれども、彼らは課長職ということで、区分2号ということで1万3,900円が概算払されておりました。ホテル代とその差引は、マイナス500円というのはオーバーしたということなので、これについては、本人は、自分でその分を負担をしていたということなんです。

それを根拠づけるのは何ですかといえば、総務局人事部労務課が出している、「旅費取扱いの手引き」というものを出しております、それを見てみますと、確かに、お金を支払う

上限額というか、それは特号の者は1万6,500円、1泊1人当たり、課長職、部長職は1万3,900円だと。それはみんな決まっていること。ところが、平成26年からこの手引きを出しているんですけども、その中段にある「支出額の調整をやる」ということになっている。すなわち、インターネットだとかそういうので、幾らお金が払われるか、幾ら徴収されるかというのがわかってきている。そういう観点もあって、全額出すのではなくて、それを調整しなければいけないというルールが施行されていました。

今回の場合は、細かな話になるんですけども、宿屋で素泊まりの場合、朝食も夕食もないケース、朝食が付いているケース、両方、朝食も夕食も付いているケース、いろんなケースで、その補正を行わなければいけないということで、今、引用-12 になっているところで、朝食付きの場合は、課長職の場合は1,900円をホテル代、宿泊代に加えますよというルールが明確化になっております。議員の場合は、朝食付きの場合は2,200円が追加されて、それを合算して、本来支払うべき金額は何かというのを計算をしているというわけです。

引用-13 に書いていますけれども、神戸の宿泊施設の領収書兼内訳書が載っております。このとおりに事業局の方々は計算をして、きちっと会計上に問題がない形で取り組んでいると。

引用-14 のほうは、大阪の施設の領収書になるんですけども、朝食付きで1万1,000円幾らかかりましたと。これに1,900円の夕食相当分を上乗せして計算すると、1万3,900円よりも安くあがったからということで、160円を戻入しておりました。

引用-16 には、実際に疎明書類として戻入をしたという事実を載せております。

あと、北陸地方にも行きましたけれども、北陸地方についても同じく宿泊施設の領収書を出しております。北陸地方の場合は非常にホテルの値段が高くて、差引マイナスになっていると。だから、このマイナス分の1,650円というのは、ご本人が負担したという状況になるわけです。だから戻入はないと。これもかわいそうな話で、誰がホテルを手配したかわからないんですけども、自分の概算払で受け取るものよりも高いところを予約されちゃうとこんなことが起こる。だから、普通、ビジネスライクに考えれば、自分が受け取れるお金の範囲の中でホテルを探して予約するのが普通なんですけれども、ご本人にとっては1,650円は痛いという感じですよ。

あと、福井のほうのビリングアカウントが載っていますけれども、これは、金沢ですね。金沢のほうも同じくお金がかかって、差引マイナス470円、1万3,900円よりもオーバーした。これも彼らが、課長職なんですけれども、負担したという状況なんです。

ところが、議会局の場合は、先ほども申しましたが、3万3,000円、額が、合算しても差引ゼロだと。ホテルの中でも当然、ツインルームなのかダブルベッドなのかかわからないんですけども、グレードはあるかもしれないんですけども、実際どのようなオペレーションをしたかは知らないけれども、こんなにきっちりかきり差引ゼロというのは起こり得るのかと。多い少ないはあるんじゃないのというふうなこともございます。

そういうことから言って、今回例に挙げた関西地方と北陸地方の旅行全てが、2泊で3万

3,000円、1泊1万6,500円、きっかりかつきりというのもあまりにも不自然だということでございます。

それで、今回、引用-19に記載しておりますが、大もとである会計規則第131条第1項には、概算払金を受けた者というものは、領収書等を添えて精算を受けないといけないというルールになっている。当然、先ほどの労務課のほうも同じく領収書をつけて精算するとなっているわけで、私のほうが議会局に開示請求を、この2回の行政視察に対して、領収書があるのかというものを行いました。その結果は、この随行員が個人的に持っているものなんだと。だから、局とすれば、当然総務課も含ますけれども、会計責任者の総務課も含ますけれども、それを情報共有していないという言い訳で非開示になりました。

これはそもそも公金を使って行っている旅行なんですよ。その精算なんだから、個人の問題ではないんですよ。当然、その精算というのは、                    さんに、こういうレセプトがあるんですよと、こうなりましたよというふうに出すのが筋であって、これを出していないこと自体が、これがまた不思議でたまらないということなんです。

普通、こういう公金、若しくは会社のお金でもそうですけれども、あらかじめ多めに渡されているお金を精算するときには、当然、領収書で差額を確認するのが当たり前なんですよ。それをやらないというのは、あまりにも不自然だということが挙げられます。

あと、参加議員の情報なんですけれども、関西旅行と北陸旅行に同行していた                    議員がおられるんですけれども、その方に私がツイッターで、今「X」といいますけど、そこにお尋ねをしました。そうしたら、鉄道利用及び宿泊の領収書を精算時に提出されますかというのを尋ねたんですけれども、                    議員のほうからは、3番目に、鉄道、宿泊とも、議員個人個人では会計していないと。書記、先ほどの                    さんと                    さんがまとめて行っていると。だから、議員としては知らないことだと、会計の内容というのは知らないんだというご返事がありました。

だから、議会局の随行員が98万円とか80何万円のお金を携えて、会計とかそういうのは全然知らないでやっているんだということを証言されているわけです。そういうことは、彼らは持っているんじゃないのと。そういう宿泊代とか内容のレセプトを持っているんじゃないのということであって、この不開示自体が成立はしないよねと。当然、会計責任者の総務課長の                    さんは、これらに対して、そのペーパーをよこせと言えば、きちっと公金精算ができていたはずで、それをさせれば済むんじゃないのということなんですよ。

総合しますと、まず言わなきゃいけないのは、一番大もとなのは、横浜市の金銭会計規則、その131条第1項を完全に無視している。何で事業局のほうはちゃんとやっているのに、議会局はそれをやらないんだと。あと、「旅費取扱いの手引き」、この提言は、この計算をレセプトから計算して、その差額があった場合は、それを戻入するとか、そういうことをしていないというものがよろしくないなということなんです。

確かに、労務課はこういう金銭上のやり取りというのを監視はしているんですけれども、平成26年からこれを出していないながら、なかなか徹底していないということで、この令和5



年7月10日に、改めて航空運賃だとか宿泊費についての取扱いを、請求に対してどうやればいいのかというものを各部局に通知でレポートを出した。航空券のほうからいえば、単に予約だけじゃないんですよ。半券を出せとか、例えば搭乗証明書を出せと。本当にその飛行機に乗ったか乗っていないか。予約だけだとすると、予約をキャンセルというか日程をずらすことも可能なわけで、実際その飛行機に乗ったか乗っていないか、それも出してくださいねと。どうもそれを今やっていないんじゃないのということを懸念されて、わざわざレポートを書いている。

宿泊のほうは、今回は宿泊の問題なんですけれども、宿泊のほうは、「宿泊料の請求に係る必要資料」というのがあって、宿泊先で決済した場合は、支払金額、支払の内訳、明細書添付のほか、宿泊日、宿泊場所、夕朝食の食事の有無、それを出しなさいと。ウェブで予約したとしても、ウェブで決済していない場合、現地で決済した場合は、同じく、支出の内容とかが全部わかるようなものを出しなさいというのをわざわざ通知で出している。

これは労務課のほうも10月に出したんだけど、令和5年4月1日以降出張分から、個別でちゃんとやれということを言っているんですよ。だから、今回、行政視察した7月4日の分、あと10月30日の分、それらを含めて全部洗い出しなさいというようなことです。わざわざ最後のほうに、「旅費取扱いの手引き」の抜粋まで御丁寧に書いてあるわけですね。これを無視して、今もこれをやっていないとなると、これは大問題じゃないのかなというふうに思っております。

今回、今御説明したのは住民監査請求の事実証明書のほうなんですけれども、これに補足として「事実証明補充書」のほうにもこの内容を記載しております。

「事実証明補充書」のお話をします。立証趣旨は何なのかといえば、監査対象局である議会局における財務会計上の不当な管理を継続的に行っているんじゃないかと。それを証するため、この補充書を提出いたしました。

どういうふうなことをやっているかといえば、今回は宿泊費の話をしてはいますが、航空機を利用した際、これについても予約の概要はあるんですけども、規定されている航空機利用の搭乗券（半券）、あるいは搭乗証明書、こういうものを一切今まで提出したことがないと。私のほうも開示請求を平成30年からあれこれ議会局に行っているんですけども、航空券の中でこの半券と搭乗証明書がついていることはない。

あと、鉄道利用のときも、予約の領収書、旅行会社から切符をもらったことを証明する領収書、あと宿泊料金の領収書、全て、一切、領収書なるものを出したケースがないんです。ところが、事業局のほうはちゃんと、鉄道利用の領収書とか宿泊料金の領収書をちゃんと出しているんですね。ここに何か問題があるんじゃないのということなんです。

あと、補充の概要なんですけど、先ほども申しましたけれども、「航空費及び宿泊料の請求に係る必要書類について」というこの通知ね、この通知のやつを、やはり、今回の令和5年だけじゃなくて、行政文書の保有期間のある5年の平成30年以降、ことごとく出していない。

こういうやり方をしていれば、議会局というのは一体何なんだと。議員は確かに特号なのかもしれないけれども、行政の特号は市長と副市長のトータル5名ですよね。議員は86名特号でいるわけ。その特号の人がこんなやり方をしているのか。当然これは、そんなに特異じゃないんじゃないのと。それはみんな、公金を使って横浜市長宛てにお金を引き出して精算しているんだから、同じようにやはりやるべきだろうということなんです。

今回、開示請求で平成30年7月、これはこども青少年・教育委員会のやつなんですけれども、その宿泊についての開示請求を議会局にしたところ、どこを宿泊地にするかとか、費用が幾らかかるかという予算があることがわかったんです。それは誰がやっていたかということなんですけれども、議会局の、今は議会局の秘書広報課にいる■■■さんという、議会局議事課に当時おられた方が、事業局のこども青少年局の総務課長だとか教育委員会の総務課長の随行員の方に、こういうところに予約をしましたよと、お金は幾らですよというのを情報共有をしていたということが、そういうEメールが存在していることがわかりました。

その例で言えば、平成30年7月の常任委員会の場合は、これも同じく北陸旅行をしているんですよ。北陸旅行をしたときに、福井市ではホテルリバージュアケボノというところで、朝食付きで料金は7,800円。今回の令和のあれは高かったんですけれども、当時は7,800円といったらかなりの額、彼らは1万3,900円の所定額なんですけど、これはかなりの額を戻入しているんですよ。

あと、金沢では、金沢香林坊というところで、じゃらんnet予約サービスを使ってやっていて、その朝食付きで9,500円、現地決済という形になっていて、これもお金が余ったので、彼らの事業局のほうは市長に戻入していたと。

令和30年10月、これは熊本で泊まったんですけれども、料金が朝食付きで1万490円、これも現地決済。西鉄のホテルクルーム博多、これは九州の最後の日だったんですけれども、これも朝食付きで、ここは1万2,200円なので、これは現地決済で、オーバーして、戻入はなかったんですけれども、いずれにしろ、これらについては、事業局のほうはちゃんと戻入をしていたと。

だから、令和5年だけじゃなくて、もっと昔からこういう行為を議会局の議員たちがしていた。それに加担していたのは議会局のそういう総務課の課長、代理人である課長ね、経理計算の代理人である課長も加担して、延々行っていたんじゃないか。

それを例にして計算してみますと、1人当たり、この平成30年の2回分では、議員1人当たり17,210円、これが本来返さなきゃいけないんじゃないかなかったの。11人いれば20万円近い額になるんですけれども、これは何に使われたか、何とも言えないんですけれども、いずれにしろ、本来戻入すべきである。

当然、監査請求は1年間の話なので、これは該当外なんですけれども、こういう行為を昔からやっているとなると、やはり金銭を返せばいいというわけじゃなくて、刑法上の問題になるよねと。業務上横領を繰り返していたから横領罪と、これを作為的にやった場合は

詐欺罪になって、7年間の刑事訴追しなきゃいけないという状況になっていると思うんです。

総合しますと、これらを起こしていたのは、確かに代理人である会計責任者の■■■さんなんですけれども、もしくは総務課長なんですけれども、議会局の会計責任者は総務課長なんですけれども、それらが出納したというのはよろしくないねということで、彼を今回の措置請求者としたということでございます。以上です。

○酒井代表監査委員 それでは、監査委員からの質疑に移ります。各委員から何かございますでしょうか。

○■■■請求人 何もないんですか。

○高品委員 議会局だけ特殊な案件と考えていいんですか。事業局は精算したけど。

○■■■請求人 まず、付け加えますと、令和5年度だけが特異なんですよ。事業局のほうもホテル代は出したんです、ホテル代の領収書はちゃんと出したわけ。ところが、鉄道の方は出してなかった。ほかの、例えば政策・総務・財政委員会とか、そういうところは全部鉄道も出しているんですけれども、今回だけが鉄道の分は出していなかったと。その訳を聞いてみたところ、鉄道の手配を議会局に任せたと。だから領収書が来ていないんだと。本来は自分たちでやるべきだったんだけど、それをやらなかったからということで、だめだと。ところが、宿泊の方は自分たちで精算したから、こども青少年局の随行員の総務課長、教育委員会の随行員の総務課長、それぞれ宿泊についてはちゃんと領収書を出してきちんと精算した。

そういう観点からいくと、議会局だけが非常に特殊に、全ての領収書を、飛行機代は除いて、飛行機は除いて、出していないというような特異なことでございます。以上。

○酒井代表監査委員 ほかに監査委員のほうから何か質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

続きまして、関係局の職員の陳述の聴取に移るため、事務局はウェブカメラの向きを関係局の職員側に動かし、請求人に対して、先にメールで送付した「見解書」のデータのパスワードを示してください。皆様はしばらくお待ちください。

(ウェブカメラ移動・請求人にパスワード揭示)

○■■■請求人 見えましたよ。オーケー。

○酒井代表監査委員 請求人は「見解書」を開けたでしょうか。

○■■■請求人 はい、見えました。大丈夫ですよ。

○酒井代表監査委員 それでは、事務局はパスワードを示した紙を外してください。

続きまして、関係職員の陳述の聴取を行います。関係職員は、所属、補職名等を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔明瞭に陳述してください。

それでは、陳述を始めてください。

○本多陳述人 私は、議会局政策調査等担当部長の本多と申します。どうぞよろしくお願いいたします。



- 請求人 氏名なので、下の名前もお願いします。
- 酒井代表監査委員 監査及び陳述に関することは、監査委員が決定いたしますので、請求人の御要望は受け付けられないということになります。
- 請求人 そしたら、名前の苗字だけなんですね。
- 酒井代表監査委員 はい。
- 請求人 今まで氏名になっていましたけどね。
- 酒井代表監査委員 本件監査請求に関する運営に関しては、監査委員のほうで決定して遂行するというようになっておりますので、御了承いただきたいということになります。
- 請求人 はい、わかりました。
- 本多陳述人 本日は、私を含めまして5名の関係職員が出席しておりますので、一人ずつ紹介いたします。
- 鈴木陳述人 議会局議事課調整等担当課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- 小林陳述人 議会局総務課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。
- 水石陳述人 議会局議事課委員会等担当係長の水石と申します。よろしくお願いいたします。
- 伊藤陳述人 議会局総務課担当係長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 本多陳述人 それでは、「見解書」を用意いたしましたので、それを読み上げる形で御説明をさせていただきます。

「見解書」、令和6年8月1日、議会局。1「結論」でございますが、行政視察における市会議員の旅費に関する措置請求については棄却するとの監査結果の決定を求めます。

2「行政視察における旅費の支給について」でございますが、市会議員の行政視察における旅費については、横浜市旅費条例——以下「旅費条例」といいます——を準用して支給しています。

すなわち、地方自治法第203条第4項で「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされているところ、これを受けた横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第1項で「議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」とされ、第5条第2項で「前項の旅費は、横浜市旅費条例中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。」とされています。

(2) 旅費条例第4条で「内国旅行の旅費の種類は、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。」とされ、旅費条例第13条で「日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。」とされ、別表では、特号の区分に該当する者に対しては、宿泊料として1夜につき1万6,500円を定額で支給することが定められています。

(3) 旅費条例に基づく旅費の具体的な支給基準については、総務局労務課が定める「旅

費取扱いの手引き」——以下「手引き」といいます——において定められております。手引きの「6. 宿泊料」の「(2) 支給額の調整」の項においては、「現在はインターネットの普及等により、宿泊代金を確認することが容易であることから、金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行います。」とされています。

議員や議会局職員の旅費の支出に当たっても、この手引きを参考として事務を執り行っています。もっとも、「議員等の市外出張に伴う宿泊料の取扱いについて」——平成26年6月、総務局労務課確認済——において、「議員に旅費を支給するにあたり、市外出張に伴う宿泊料については、横浜市旅費条例で定める定額を支給します。」としていることから、議員の宿泊料については、旅費条例に基づき算定される定額を支給することとしています。

(4) 行政視察の旅費については、議員の宿泊料等を議会局の書記がとりまとめて支払う必要があるため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第124条第1項第4号の2により資金前渡としており、第130条第1号により概算払によっています。概算払を受けた場合の旅費の精算については、同規則第131条第1項ただし書により、精算残金のあるとき及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができるとされていて、行政視察においては視察終了後に議長宛てに報告書を提出することとしています。

(5) なお、令和6年度以降の議員の宿泊料については、社会情勢を踏まえ、また令和4年6月に横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンが策定されたことから、議会としても自律的に歳出改革に取り組む必要があるため、支給額の減額調整を行うこととしました。

3「本件における旅費の精算について」でございますが、(1) 令和5年7月4日から同月6日までの神戸市等への子ども青少年・教育委員会——以下「委員会」といいます——の行政視察——以下「第1回目行政視察」といいます——は、住民監査請求の対象となる議員11名につき、同月4日については、神戸市内に宿泊し、同月5日については大阪市内に宿泊する予定で、宿泊料につき概算払で前渡金を受けた上で視察を実施し、予定どおり宿泊いたしました。そのため、旅費の精算手続に添付された議員11名分の支出内訳書には、宿泊料として1人当たり3万3,000円と記載されております。

(2) 令和5年10月30日から同年11月1日までの福井市等への委員会の行政視察(以下「第2回目行政視察」といいます)は、住民監査請求の対象となる議員11名につき、同年10月30日については福井市内に宿泊し、同月31日については金沢市に宿泊する予定で、宿泊料につき概算払で前渡金を受けた上で視察を実施し、予定どおり宿泊いたしました。そのため、旅費の精算手続に添付された議員11名分の支出内訳書には、宿泊料として1人当たり3万3,000円と記載されております。

4「旅費の精算手続の適法性」ですが、(1) 請求人は、「特号区分である市長、副市長であっても宿泊料等の宿泊代金の金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行うことであり、特別職公務員であっても、その対象となっている事実がある」し、議員らが提出した支出内訳書に残金がないとの虚偽を鵜呑みにし」として、宿泊料に精算残金が

あることを前提に精算手続の違法を主張しております。

しかし、上記2(3)で述べたとおり、議員の宿泊料については旅費条例に基づき算定される定額を支給することとしているため、そもそも宿泊料に精算残金は生じません。

(2)以上のとおり、第1回目行政視察及び第2回目行政視察とも精算手続は適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないため、本件請求を棄却するとの監査結果の決定を求めます。

「見解書」の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○酒井代表監査委員 関係局の陳述が終了しましたので、ウェブカメラを動かします。皆様、しばらくお待ちください。

(ウェブカメラ移動)

○酒井代表監査委員 それでは、監査委員からの質疑に移ります。各委員から何かございませんでしょうか。

○高品委員 要するに、旅費条例に基づいて宿泊料については定額支給することになっているから、それに基づいてやっているだけで、精算というのは必要ないというルールになっているということですか。

○本多陳述人 はい、そのように認識しております。

○高品委員 だから、余った場合も足りない場合も、それはチャラというか、なしということでもいいわけですか。

○本多陳述人 はい。私ども、条例に基づいた定額支給ということですので、そもそも定額支給に残金が発生するという考え方自体がないというふうに考えております。

○高品委員 そういう条例だからということなんだろうが、社会の常識から考えると、ちょっとずれているのかな。必ず、出張へ行ったら精算するというのが建前なんでね、それとはちょっと違うルールで動いているのかなという気がいたしました。以上です。

○酒井代表監査委員 ほかに何かございませんでしょうか。

ほかにないようですので、以上で関係職員の陳述の聴取は終了いたします。

また、今後監査を行う上で必要な事項について、関係職員に対し書面の提出をお願いすることがありますので、よろしく願いいたします。

ウェブカメラを動かしますので、皆様、しばらくお待ちください。

(ウェブカメラ移動)

○酒井代表監査委員 最初に申し上げましたとおり、請求人はただいまの関係職員の陳述の内容について、5分以内で意見を表明することができます。最後に意見表明を希望されますか。

○■■■■請求人 はい、希望します。

○酒井代表監査委員 それでは、意見表明をお願いいたします。なお、質問することはできません。

○■■■■請求人 総務局人事部労務課が出している「旅費取扱いの手引き」、平成26年から出



しています。その6番目の宿泊料を抜粋して読みますと、「旅行中の宿泊費を賄うための旅費です。宿泊代金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費（諸税等）を賄うために支給します。」と、条例上の定額、これは旅費条例のことなんですけれども、その定額は以下のとおりですと、「市長、副市長1万6,500円定額、部長、課長級1万3,900円、職員Ⅰ・Ⅱ1万1,000円」と、こういう区分別に定額が決まっています。

ただ、これを定額で運用するのではなく、先ほど「見解書」にあったとおり、支給額の調整というものが入るわけです。だから、1万6,500円だからといって、それがそっくりもらえるものではない。これは上限額なんです。で、現在はインターネットの普及や設備の近代化どうたらこうたらによって減額調整を行う。すなわち、マイナス方法なんです。それは、「領収書等の宿泊代金の金額、内訳を確認できる資料により」とあるわけね。だから、この領収書を出さないで、これも出さないで減額調整なんかできないわけ。だから、少なくとも領収書を出さなきゃいけないんですよ。こういうふうになりましたと。ただ、こういうしかじかの理由で減額は調整しないでくださいねというエクスキューズがない限り、これは市長、副市長から職員Ⅰ・Ⅱまで全てに網羅的に扱われるべきであって、この領収書を出さないということ自体があまりにもでたらめ。

当然、6の中に（4）番というのがありまして、（4）番で「領収書等宿泊代金を確認できる資料の提出」というものがあって、旅費の請求及び精算の際には領収書等の宿泊代金及びその内容が確認できる資料を添付してください。なお、宿泊代金及びその内容が確認できる資料というのは、レシートでもいいんだよと。客観的にわかればいいんだからというところまできめ細かく記載されているんです。

先ほども申しましたが、会計規則の第131条の第1項の一番基本的な概算払を受けた者は、領収書等を添えて出すんだと、精算を受けるんだというふうになっているわけだから、少なくとも領収書という類いのものは出すべきであって、それを随行員の個人が持っているから出せませんというのはあり得ないというのが私の意見であって、今回、「見解書」に対して、別途、文書でその内容を提出いたしますので、その要件をお知らせください。

○酒井代表監査委員 それでは、8月9日、金曜日必着で、事務局宛てに持参、郵送、あるいは電子メールのいずれかの方法で提出してください。よろしいでしょうか。

○■■■■請求人 電子メールでいいですか。

○酒井代表監査委員 はい。

○■■■■請求人 わかりました。

○酒井代表監査委員 それでは、これもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

これにてウェブ会議システムを終了させていただきます。

関係職員、記録者の皆様は御退室願います。監査委員の皆様はそのままお待ちください。

（ウェブ会議システム終了・関係職員・記録者退室）

午前11時11分閉会

令和6年8月9日

横浜市代表監査委員

酒井 良清 殿

請求人

## 意見書

住民監査請求（横浜市職員措置請求書）（令和6年6月26日受付）に監査対象機関 議会局が提出した見解書（令和6年8月1日付）に対し意見書を提出する。

## 記

## 第1 意見書総括

- 1 見解書は、監査請求人が監査請求書で論点にした会計規則第131条第1項の領収書の未提出にかかる個別具体的な見解をせず、曖昧、漠然な内容に終始している。
- 2 宿泊施設からの請求書兼領収書には、3種類があると考えられ、それらの提示がない。
  - (1) 1名・1夜16,500円の宿泊料が正当であるとするならば、宿泊料金(議員11名分)支出分1施設当たり181,500円の4施設の領収書  
名宛先は、資金前渡を受けた代理人 議会局市会事務部総務課長 [ ]  
これは、実際の支払者が議会局随行員 [ ] 或いは [ ] であっても「支出事務の審査の手引」(会計室作成)の資金前渡の場合の要件である。
  - (2) 実際の宿泊料金の請求に対する支出した4施設の領収書  
(1)との差額があると、その金額は概算支出した市に返還対象となる。  
返還していない場合は、着服、横領となる。
  - (3) 旅館業法第6条に基づく議員一人ひとりの4施設の請求書兼領収書  
(1) 或いは (2) 及び [ ] 市議の情報のとおり議会局随行員により精算が済んでいるため、領収額は0円となる。
- 3 監査請求人が不当利得として適示した議員11名による74,140円と見込まれる用途不明の金額に対する認否がない。
- 4 監査請求人の用途の推定
  - (1) 議会局随行員(一般職員)の宿泊料(一夜11,000円)と議員の宿泊料(一夜16,500円)との差額5,500円の4施設分にあたる22,000円の随行員2名分の44,000円の補填の一部に充てたと思料する。  
そうでないと、随行をするに当たって、当該職員は、実際の宿泊料が11,000円より高額だと、自ら負担することになる。  
若い一般職員にとっては、随行による自己負担は、生活上に負担になるのではないか。

※本件請求をするに当該行政視察にかかる開示請求をなしたが、議会局随行員の所定の宿泊料と実際の宿泊料の差額の補填についての内規等の根拠が判る開示物の提出がなく、不当に随行員に受益させたものと考えられる。

## 第2 意見書の見分

- 1 議員の旅費については、横浜市職員の旅費条例を準用し、具体的な支給基準については、総務局人事部労務課が定めた旅費取扱いの手引き（平成26年初版）で事務をしていると見解している。
- 2 見解書で主張している宿泊費の定額支給は、旅費条例第13条で規定されており、別表のとおり、区分として特号の市長、副市長、教育長から5号の1級職員まで定額が示されている。  
【第13条抜粋】

第13条 日当、宿泊料及び食卓料は別表に掲げるところに従い、定額により、これを支給する。

別表 (昭61条例64・平2条例23・平18条例70・平19条例18・平26条例80・一部改正)		車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
特号	市長、副市長及び教育委員会の教育長	円 37	円 3,300	円 16,500	円 3,300
1号	技監並びに8級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	3,000	14,800	3,000
2号	7級及び6級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,900	13,900	2,900
3号	5級の職務にある者及びこれに準ずる者	37	2,600	13,100	2,600
4号	4級及び3級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	2,200	11,300	2,200
5号	2級及び1級の職務にある者並びにこれらに準ずる者	37	1,700	11,000	1,700

備考

- 1 この表において「何級の職務にある者」とは、[横浜市一般職職員の給与に関する条例\(昭和26年3月横浜市条例第15号\)別表第1](#)による当該級の職務にある者(次項に定める者を除く。)をいう。
- 2 この表において「準ずる者」とは、[横浜市一般職職員の給与に関する条例別表第1](#)の適用を受けない者及び同表の適用を受ける者のうち特に必要と認める者で、市長が定めるものをいう。

- 3 「議員等の市外出張に伴う宿泊料の取扱いについて」（平成26年6月総務局労務課確認済）において、「1 議員に旅費を支給するにあたり、市外出張に伴う宿泊料については、横浜市旅費条例で定める定額を支給します。(16,500円に相当) 2 議会局職員が前項の出張に随行する際についても、宿泊料は横浜市旅費条例で定める定額を支給します。(11,000円に相当)」としているが、書面を見分すると、文書番号、発出日、作成元担当部署名、作成担当者名の記載のない、行政文書に当たらないものである。

### 議員等の市外出張に伴う宿泊料の取扱いについて

議員及び随行職員の市外出張に伴う宿泊料については、当面の間、次のとおり取り扱うこととします。(平成26年6月 総務局労務課確認済)

- 1 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例30号）第5条第2項に基づき、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）を準用して議員に旅費を支給するにあたり、市外出張に伴う宿泊料については、横浜市旅費条例で定める定額を支給します。
- 2 議会局職員が前項の出張に随行する際についても、宿泊料は横浜市旅費条例で定める定額を支給します。



平成 26 年度は、労務課の旅費取扱いの手引きが初版された年度であり、そこに支給額の調整が盛り込まれている。

同手引きは、元々、鉄道賃、航空賃等、実費弁償が基本であり、日当、宿泊料が旅費条例上の定額であったことから、実費相当額になるように支給額の調整項目が追加になったと考えられる。

この「議員等の市外出張に伴う宿泊料の取扱いについて」なるものは、単に旅費条例上の定額支給を記載しただけであり、「旅費取扱いの手引きの支給額の調整を行わない」と明示すべきであったのではないか。

例えば、外国旅費の宿泊料に記載のあるとおり、「支給額の実費相当額への調整を行わない。」と同手引きに明示している。

4 (平成 26 年 6 月総務局労務課確認済) なる文言があることからを労務課にその確認にかかる事実、記録及び議会局からの確認依頼文書の有無を問い合わせたところ、直ぐには見つからず、現在、情報開示請求により文書回答を求めている。

5 旅費の費用弁償の社会通念的な妥当性

議員等が旅費条例を準用するとなると、旅費取扱いの手引きで事務をすることになる。手引きには、旅費制度について、以下 記載されている。

## 旅費の制度について

### 1 旅費とは

旅費は、公務により旅行（出張）した場合に、その旅行に必要となる交通費、宿泊料等の経費にあてるために支給される費用であり、実費弁償の一種です。ただし、現実の費用を厳密に算出するものではなく、一定の基準により定められた経費をもとに算出し、支給されます。

### 2 旅費の種類

#### (1) 内国旅費

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料

#### (2) 外国旅費

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料

旅行雑費、死亡手当

(1) 旅費は、実費弁償の一種である。

(2) 経費をもとに算出され、支給される。

とある。

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条第 3 項にある交通費程度が費用弁償として相当であり、国内旅行の宿泊費等、高額な実費を定額の費用弁償とするのに疑問がある。

費用弁償として、1 日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000 円

(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000 円

(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000 円

宿泊料については、手引き（平成26年初版）においても、支給額の減額調整を導入した事は、宿泊施設ごとのさまざまに設定された宿泊代金の確認、予約も、容易になり、一律の定額による費用弁済から実費弁済への移行の背景があると考えられる。

## 6 宿泊料

旅行中の宿泊費を賄うための旅費です。宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費（諸税等）を賄うために、支給します。

### (1) 条例上の定額

条例上の定額は以下のとおりです。（2021年3月現在）

区分	定額
市長・副市長	16,500円
区局長級	14,800円
部長・課長級	13,900円
課長補佐級	13,100円
係長級・職員Ⅲ	11,300円
職員Ⅰ・Ⅱ	11,000円

### (2) 支給額の調整

現在は、インターネットの普及や設備の機械化に伴い、宿泊代金を確認することが容易であることから、領収書等の宿泊代金の金額及び内訳を確認できる資料により、支給額の減額調整を行います。

なお、宿泊施設によっては、朝食代又は夕食代の全部又は一部が宿泊代金に含まれていない場合がありますので、そのような施設に宿泊した場合は、調整にあたって一定の食事代相当額を加算します。

ただし、計算の結果、条例上の定額を上回ることとなる場合は、特別の事情により増額を行う場合を除き、条例上の定額を支給します。

※ ルームサービス等のオプションサービスに要する代金や電話代（日当又は通信連絡費で対応）などは宿泊料の支給対象となりません。

## 第3 結語

- 1 監査請求人は、本件見解書の内容に不満である。
- 2 住民監査請求書及び事実証明書に記載のとおり、論点を明示しており、それに対応する具体的な説明責任を果たすのは行政の責任ではないか。
- 3 総勢15人の視察旅行である。
  - (1) 事前に宿泊施設に予約をしていた施設名、料金等の内容
  - (2) 宿泊利用後の請求書兼領収書の添付をして、事実関係を明確にするべきである。

以 上